

**札幌市の「計画相談支援等マニュアル」改定**

令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定について、前年度に発行した『ワン・オールプレス』でも国の検討経過を何度かお伝えしてきましたが、その報酬改定の内容が確定したことを受けて、札幌市の『計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の申請及び支給について』（以下、「『計画相談支援等マニュアル』」）が改訂されました。改定された内容について、少しご紹介させていただきます。

『計画相談支援等マニュアル』等は、札幌市のHP、<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/sodanshien.html> からダウンロードいただけます。

◎全体の構成について

今回の『計画相談支援等マニュアル』改訂により、これまで別々にあった、事業所用のマニュアルと、区役所用のマニュアルが統合されました。統合されたことにより、相談支援事業所は区役所の業務を、区役所は相談支援事業所の業務を、お互いに1冊のマニュアルで共有することができるようになりました。統合に伴い、章立ての変更も行われています。

また、『計画相談支援・障害児相談支援報酬の算定要件等について』が、『計画相談支援等マニュアル』の《別冊》として作成されました。報酬改定により、報酬告示や留意事項通知、Q&A等、複数の基準や通知を読み込まなければならないところを、この《別冊》ひとつでほぼ確認することができます。この別冊については、国の報酬告示等を元に作成しています。従って、札幌市内に限らず、全国共通の内容となるように編集がされています。

◎『計画相談支援等マニュアル』の主な改訂内容

第4章の「継続サービス利用支援等のモニタリング期間」は、2の（4）で、モニタリング期間を決定する際特に留意すべき事項として、一律に標準期間に沿って設定するのではないことと、標準よりも短い期間で設定することが望ましい場合の具体例が記載されました。同じく2の（5）では、新設さ

2021年6月18日発行

れた集中支援加算算定が頻回に必要な利用者について留意すべき事項として、モニタリング頻度を改めて区において検証することがある旨の記載がされました。

第5章の「セルフプランによる提出」は、4の“セルフプランの提出不可（利用計画案提出必須）”が“セルフプラン提出原則不可”と改められました。同じく6では、セルフプランから計画相談支援等への切り替えについて、改訂前には記載のあった要件が削除されました。

第6章の「申請から計画相談支援給付費等の支払いまで」は、フロー図を一新した上で、フロー図とその後の説明がマル数字で対比して確認できるようになりました。また、これまでは事業所用マニュアルに記載の無かった、更新申請時のフロー図と説明が追加されました。

第7章「その他」の3には、国保連請求のエラーについての記載が追加され、エラーが発生した際の対応が記載されています。他にも、別表4として障害福祉サービス等の種類が追加され、サービス毎の利用対象者や支給決定期間、モニタリング標準期間等が一覧で確認できるようになりました。更に、用語集が追加されているほか、これまでよりも記載が追加されている箇所や、表で示されている箇所が少し増えています。

◎《別冊》『計画相談支援・障害児相談支援報酬の算定要件等について』

『計画相談支援等マニュアル』では、第3章の「請求のために必要な要件及び支給額」の5で支給単位と加算等について記載がありますが、これを補完する《別冊》が作成されました。基本報酬（今年度から創設された機能強化型の基本報酬算定要件を含む）と各種加算の算定要件や、基本報酬と各種加算の併給可否、加算間の併給可否等が記載されています。別冊の最後には、一覧表も掲載されています。

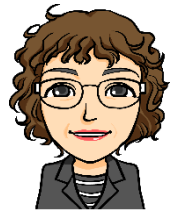
ワン・オール令和3年の事業計画について

今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、対面や参集だけでなくリモートでの活動も行っていくことを前提に、今年度の事業計画として次のこと等を実施していく予定です。

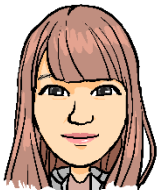
- ・個別相談支援業務は、相談支援部会で確認している『ワン・オールでの個別相談の取扱いについて』により行う
- ・委託相談支援事業所の支援業務は、随時の依頼と計画的な研修開催の両面から行う
- ・計画（障害児）相談支援の推進は、改定版『札幌市計画相談支援等マニュアル』の周知と活用状況等の確認
- ・地域相談支援の推進は、報酬改定等を踏まえて必要な知識等を相談支援事業所と共有
- ・ピアサポーター活用業務については、普及啓発を指定相談支援事業所にも拡大
- ・ピアサポート体制加算等算定に必要な、北海道等が実施する障害者ピアサポート研修の検討に協力
- ・委託相談支援事業所の内6事業所に配置されている、ピアサポーターの交流会や配置事業所意見交換会の事務局
- ・札幌市障がい福祉課と協同して、市域協議会の計画的な開催と準備等の事務局業務
- ・協議会地域部会へのオブザーバー的参加を通じた、協議会全体の活性化
- ・誰もが住みやすいあんしんのまちコーディネート業務による、関係機関との協同と情報発信
- ・『ワン・オールプレス（広報誌）』や『ワン・オールかべ新聞（ホームページ）』での情報発信

職員あいさつ

田中佳子です。令和3年3月末で出向を終了しました。4年間もの間、大変お世話になりました。在職期間は、あんしんのまちコーディネート業務や後半はピアサポーター活用業務にも関わらせていただき、ありがとうございました。未熟な自分でしたが、助けていただき務めることができました。本当に感謝いたします。今後は相談室セーボネスとして、自立支援協議会でお世話になると思います。またよろしく願いいたします。



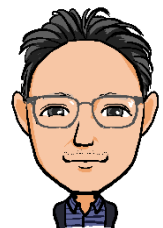
田中佳子



工藤夕姫

皆様こんにちは。2月から勤務しております、工藤夕姫と申します。これまではグループホーム、委託相談支援事業所で働いておりました。そこで得た経験等をいかして今まで関わってきた方々は勿論、地域の方々に少しでも貢献できる様、精一杯、元気に★頑張りますので、どうぞよろしくお願い致します！！

4月からワン・オールに出向という形で勤務しております、細谷恵佑と申します。基幹相談支援センターで働かせていただく時がくるとは夢にも思いませんでしたが、また一から学ばせていただく気持ちで挑戦したいなと思っています。障がい福祉の仕事始めてから今日に至るまでに、利用者さんや支援者さんから教わった様々なことを活かして、相談支援専門員として少しでも貢献できたらと思っています。微力ではありますがよろしくお願い致します。



細谷恵佑

編集後記

計画相談支援マニュアル（札幌市）の改訂について、《別冊》の編集などでワン・オールも協力させていただきました。協力させていただいたことで、私たちも勉強になりました。

今年度も皆様のお役に立てる情報を発信していきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

さっぽろ地域づくりネットワーク

ワン・オール



〒064-0808

札幌市中央区南8条西2丁目

市民活動プラザ星園 302号

TEL：011-213-0171

FAX：011-213-0172